

6 選挙運動

(1) 選挙公報

ア 発行状況

区分	候補者数	掲載申請候補者数	印刷部数	配布世帯数	印刷から配布までの所要日数			印刷所名	公報1部当たり印刷費 (用紙代を含む)	公報の規格及び頁数
					印刷に要した日数	各世帯に配布を完了するまでに要した日数	計			
比代表			827,040	803,993	3	10	13	株式会社 南日本新聞開発センター	27.22 円	新聞紙大 (ブランケット版) 8頁
選挙区	4	4	827,040	803,993	3	10	13	同上	10.37 円	新聞紙大 (ブランケット版) 2頁

選挙公報配布要領

1 県委員会から市町村委員会への配布

選挙公報（以下「公報」という。）は，別紙選挙公報配布計画（以下「計画」という。）に基づいて送達します。

なお，一部の市町村委員会については，輸送経路の関係で直接配布することができませんので，計画により指定された場所で受領してください。

大島地区書記長管内の市町村委員会については，大島地区書記長の指示に従ってください。

2 受領方法

- (1) 公報の輸送に使用するトラック・定期船等には，いずれも県委員会の職員が同乗していませんので，公報は県委員会が指定する運送会社から直接受領してください。
- (2) 待機する職員は，その身分を明らかにするため，必ず市町村の腕章をしてください。
- (3) 待機する職員は，必ず公報の現品の数量（公報は，市町村委員会ごとに梱包に数量を表示し，梱包が数個にわたる場合はナンバーを付してあります。）を確認して受領するとともに，受領した市町村委員会は選挙公報仮受領証（別記第1号様式）を作成し，受領責任者において署名・押印及び委員長公印を押印の上，県委員会にFAXにより提出してください。
- (4) トラックによる輸送は，到着時刻を想定の上，待機してください。
なお，交通事情等により想定どおり運行できない場合もありますので，受領した市町村は，次の配布市町村へ輸送トラックが出発した旨を連絡してください。

3 受領後の処理

- (1) 公報を受領した職員は，市町村委員会に持ち帰り，直ちに表示数量と内容が一致するか確認の上，選挙公報受領証（別記第2号様式）を県委員会（大島地区書記長管内の市町村委員会にあっては，大島地区書記長を経由して）に提出してください。
- (2) 配布数量は，別添選挙公報配布一覧表のとおりであり，各市町村委員会とも若干の余裕部数をみていますが，数量が不足する場合は，直ちに県委員会に電話連絡をして指示を受けてください。
- (3) 公報の内容等に誤りを発見したときは，直ちに県委員会に電話連

絡してください。

4 各世帯への配布

- (1) 公報は、必ず選挙期日の2日前までに各世帯に配布してください。
なお、期日前投票制度が定着してきていることから、できるだけ早く全世帯に配布するよう努めてください。
- (2) 公報は、準世帯（間借り、下宿、独身寮などの単身者）を含め選挙権を有する者の属する世帯すべてに配布することはもちろん、官公署、学校等にもなるべく配布してください。
- (3) 公報の配布を完了したときは、選挙公報配布完了報告書（別記第3号様式）を直ちに県委員会に提出してください。
- (4) 町内会等を通じて配布する場合には、町内会長等へ期限までにすべての世帯に配布されるよう指導するとともに、各世帯への配布結果報告書の提出などの確認の措置を講じ、また、町内会等その組織に加入していない世帯等については、市町村委員会が直接配布する等、配布漏れがないよう特に留意してください。

5 その他留意すべき事項

公報に記号又は符号その他を加筆して配布したことで問題が生じた事例もありますので、配布に当たっては十分注意するよう取扱者に対して指導してください。

(別記第1号様式)

選舉公報受領証

参議院鹿児島県選出議員選挙公報	梱包数	個
参議院比例代表選出議員選挙公報	梱包数	個

上記のとおり受領しました。

平成 年 月 日

市
町
村 選挙管理委員会委員長 _____ 印

職
受領責任者
氏名
印

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田 六郎 殿

(別記第2号様式)

選挙公報受領証

公 報	配布予定枚数	実 受 領 数
参議院鹿児島県 選出議員選挙		
参議院比例代表 選出議員選挙		

数量点検の結果、上記のとおり受領しました。

平成 年 月 日

市
町 選挙管理委員会委員長 _____ 印
村

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田 六郎 殿

(別記第3号様式)

選挙公報配布完了報告書

区 分	交 付 数	配 布 数	残 数	配布開始 年 月 日	配布完了 年 月 日
参議院鹿児島県 選出議員選挙					
参議院比例代表 選出議員選挙					

上記のとおり選挙公報の配布を完了したので報告します。

平成 年 月 日

市
町 選挙管理委員会委員長 _____ 印
村

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田 六郎 殿

選挙公報配布計画 (陸路)

番号	1	2	3	4
発 送 日	平成28年6月29日(水) 午前9:00 (株)南日本新聞オフレット輪転発			
輸送方法	トラック			
輸送経路	日置市 ↓ 【南薩地域振興局】 ↓ 南さつま市 ↓ 枕崎市 ↓ 南九州市 ↓ 指宿市	いちき串木野市 市来庁舎 ↓ 【北薩地域振興局】 ↓ ◎阿久根市 (長島町) ↓ 出水市 高尾野農村環境改善センター ↓ さつま町	十島村 ↓ 三島村 ↓ 【鹿児島地域振興局】 ↓ 【始良伊佐地域振興局】 ↓ 湧水町 ↓ 伊佐市	垂水市 ↓ 【大隈地域振興局】 ↓ ◎鹿屋市 (錦江町) (南大隅町) ↓ 肝付町 ↓ 東串良町 ↓ 大崎町 ↓ 志布志市
市町村数	5	5	4	8
県事務所数	1	1	2	1

※ () 書きの市町村は、◎印の場所で待機する。

選挙公報配布計画 (航路及び直接)

番号	5	6	7	8	直 接
発 送 日	平成28年6月29日(水) (株)南日本新聞ワセツト輪転発		平成28年6月29日(水) (株)南日本新聞ワセツト輪転発		(株)南日本新聞ワセツト輪転発
輸送方法	定期船輸送 (奄美大島)	定期船輸送 (喜界島)	定期船輸送 (屋久島)	定期船輸送 (種子島)	トラック等
輸 送 経 路	午後6:00～ 鹿児島新港発 ↓ 名瀬港 【大島支庁】 ↓ 奄美市 ↓ 大和村 ↓ 宇検村 ↓ 瀬戸内町 ↓ 龍郷町 ↓ ◎亀徳新港 (徳之島町) (天城町) (伊仙町) ↓ ◎和泊港 (和泊町) (知名町) ↓ ◎与論港 (与論町)	午後5:30～ 鹿児島本港北埠頭発 ↓ ◎喜界港 (喜界町)	午前8:30～ 鹿児島本港南埠頭発 ↓ ◎宮之浦港 (屋久島町)	午前8:40～ 鹿児島本港南埠頭発 ↓ ◎西之表港 【熊毛支庁】 (西之表市) (中種子町) (南種子町)	別途指示 鹿児島市 霧島市 薩摩川内市 姶良市 曾於市
市町村数	11	3	1	1	5
県事務所数	1	1			

※ () 書きの市町村は、◎印の場所で待機する。

(1)

まつざわ力^{34歳}は 比例は

3つのビジョンでみなさまの幸福を実現します!

① すぐに景気を良くしたいから、消費税を5%に!

消費増税は、GDPの約6割を占める個人消費を冷え込ませ、景気悪化やトータルでの増収減を押し戻しかねません。消費税10%への増徴の延期ではなく、5%への引き下げを断行すべきです。

② 平和を守り抜きたいから、しっかり国防!

北朝鮮、中国の急速な軍備拡張に対する「抑止力」を強化します。また日米同盟を堅持しつつ、憲法9条を見直し、「自分の国は自分で守る!」"普通の"主権国家を目指します。

③ 若い世代の雇用・育児政策の充実!

民間の活力や企業を助げる「規制」を徹底的に見直し、また、新たな基幹産業・未来産業に大胆に投資し、雇用を生み出します。住宅・教育・交通・保育などの社会インフラを充実させ、子供を育てやすい環境をサポートします。

一緒に変えよう。政策はある。

幸福実現党



幸福実現党
まつざわ力

幸福実現党

まつざわ力プロフィール

1982年4月11日生まれ
出身校: 早稲田小学校・伊勢中学校・甲南高校・鹿児島大学農学部生物環境学科



まつざわ力
幸福実現党
まつざわ力

参議院鹿児島県選出議員選挙公報

平成二十八年七月十日執行

(この選挙公報は、公職選挙法第百六十九条第二項の規定により、候補者から提出された原文のままを掲載したものであります。)



自民党公認候補
のむら哲郎

一人ひとりの生きがい。その集まりが地域を作ります。そして、地域の集まりが国を動かしていきます。政治の原点はつねに人、あなたの今日の生きがい、明日への希望にこそあるのが政治の役目と信じています。この想いは私が「あざ道政治」を信条とし、政治を志した十二年前から何も変わっていません。故郷でもっとも生きている人たちが、がんばり、語りあってきた人たちの身近な声を、国政へ届けます。みなさまにもっとも生きがいを、ふるさとをもっとも元気に！その実現に、本気で取り組みます。

野村哲郎



しもまち 無所属
下町かずみ
(56歳)

政権の暴走を止める。

拝啓、「しもまち」です。私は、今度の参議院選挙は、安倍首相とのたたかいと考えています。安倍首相の政治に不安・不満や疑問を持つ方はぜひ、私に投票してください。

この選挙では、安倍政権の暴走に歯止めをかけようと、多くの市民団体や政党が力を合わせています。鹿児島でも市民団体と民進党、共産党、社民党が一致して私を応援してくださっています。あなたもこのたたかいに参加してください。



集団的自衛権の撤回と安保関連法の廃止を。若者が安心して仕事と結婚、出産、子育てできる社会へ。子どもの貧困を解消して、進学の際の経済的負担を減らす。TPPからサトウキビやコメ、畜産業などを守る。社会保障の引き下げを行わず、現場で働く人の処遇改善。同一労働・同一賃金の実現で、格差を是正する。

地図の上に鹿児島があっても政治の離島は許さない。

一念發起

プロフィール

しもまち

下町かずみ

1960年(S35) 2月6日(56歳)
鹿児島市(旧川内市) 西方町生まれ
現在、鹿児島市伊敷団地に在住

- 1978年3月 鹿児島大学卒業
- 1982年3月 鹿児島県立短期大学Ⅱ部 商経科卒業
- 1978年4月 鹿児島県産産局農政事務所 入所
- 2006年9月 鹿児島県産産局農政事務所 退職
- 2008年10月 鹿児島県産産局農政事務所 退職
- 2010年~2012年 鹿児島県産産局農政事務所 退職
- 2013年10月 鹿児島県産産局農政事務所 退職

下町かずみ 選挙事務所 / 鹿児島市荒田1-16-5 山下ミシンビル TEL/099-256-1511 FAX / 099-256-1522

平成二十八年七月十日執行

参議院鹿児島県選出議員選挙公報

鹿児島県選挙管理委員会

(この選挙公報は、公職選挙法第百六十九条第二項の規定により、候補者から提出された原文のままを掲載したものであります。)



無所属

さかた
坂田 英明
ひであき

少年法、刑法39条の廃止を

- ・事件の凶悪化、凶悪事件の犯罪者の再犯が目につきますが、これは少年犯罪、精神障害者による犯罪に対する量刑が軽すぎるのが原因です。
- ・事件による被害は被害者、その家族だけではなく第三の被害者となるかもしれない国民、更には取り締まる側の方達もふがいない思いをしています。
- ・少年法、刑法39条を廃止し、各罪則の強化、特に詐欺やスリカー行為に対する罰金刑の大幅な見直しが必要です。

これらを実現するには

- ・今話題の外部都知事の辞職騒動に限らず、若者の貧困化や高齢者の万引き、少子高齢化問題、生活保護受給問題やごね得社会、さらにはパナマ文書に代表されるタックスヘイブン問題などを突き詰めていくと、その殆ど全てが、財界から政界への寄付金を容認する政治資金規正法から発生していることは周知の事実です。また、政治家個人のお金を一旦政治資金団体へ移し、それを別の政治資金団体との統廃合を繰り返すことで産産相統等と税金がかわらないようにすることも、政治資金規正法によって容易に行うことが可能であり、結果、議員の世襲化を招き、事なかれ主義の議員が増え、時代の変化にそぐわない政治が蔓延することにもつながっています。
- ・政治資金規正法を突き崩さない限り、先に記した国民のための政策の実現は極めて困難です。しかし、殆どの政党はそれをやろうとしません。ではどうすれば国がよくなるか？やはり我々国民自身が国政に直接参加して戦うしかないと思います。普通の国民が選挙を介して国政に参加し、例えば、二区議員の排出を許さない政党、安穩とした政治活動を行う臨床である選挙区の地盤固めを許さない政党、今や単なる数集めのためのツールと化している比例代表選挙だけを古参議員の特として、地方選挙は新人の採用ツールとして活用する政党、党員選挙のみによって比例代表選挙区の候補者順位を決める政党、規制緩和を地で行く政党、国民主体の政党を作り、今の政党政治を変えていく必要があります。
- ・シャープでは、たった数人の経営陣によって会社が傾き、大半の社員がリストラにおびえる日々を過ごしています。では国が倒す失業を、我々国民は黙ってみているしかないのでしょうか。生じた損失を黙って支払うしかないのでしょうか。今、自分のことを社会という方が増えています。そういう方たちの中には、今の手取りと今後の昇給を想像して、おそらく自分は死ぬまで働くことになるだろうと意図している方が沢山居ます。今でさえそうなのです。今後政府がさらに押し進めていくと言っている政策、経団連の方たちが政府に提言している政策が現実になれば、更に大変なことになります。それを、我々は黙ってみているしかないのでしょうか。
- ・やはり、普通の国民が自身の手で、今の日本を、20年もの間停滞している世の中を変えていくべきだと、私は考えます。

アベノミクスは成功したのか

- ・アベノミクスは成功した。直近の実質賃金の推移を見ても回復基調にある、と国は言っていますが、それはあくまで1%にも満たない数値であり、アベノミクスがスタートした2012年からの累計で数えると、実は5%下がっています。
- ・一方で、株価は上がったんだから景気は良かったはずだという声が聞こえますが、それは国民年金の積立金の一部を株式購入にまわしたことや、償還法改正など規制緩和によって雇用者や零細事業者の所得を減らし、その分を会社の増益に回したから株価が上がっただけであり、我々国民から見ると景気はむしろ悪くなったと思います。

今なすべきは規制緩和ではなく規制強化

- ・ここ20年、日本は構造改革、規制緩和、緊縮財政をずっと続けております。その結果、他の国との経済的な開きというのが随分と拡大しました。日本は実質賃金が10%以上減ったのに対して、アメリカは6割、ドイツは4割上がりました。韓国は3倍、中国にいたっては8倍にもなりました。(但し、中国は1人あたりGDPの増加率を記載。)
- ・今の労働者の5人に2人は非正規雇用者です。今の非正規雇用者の平均年収は188万円です。当然給料を大幅に上げる方向に押し進めるべきですが、それには非正規雇用者も多く雇っている企業、特にフランチャイズ契約によって成り立っている事業者、あるいは多国籍企業に押されて息も絶え絶えの事業者を、規制によって守ってからでないと行うことは出来ません。もちろん、中抜き規制も行わないといけません。

消費税は廃止へ

- ・消費税の税性上、還付金制度というものがあります。これは国外へ輸出する製品を製造するために必要な材料・部品を仕入れる際に含まれている消費税を還付するという制度ですが、この制度によって、輸出企業は毎年多額の還付金を非課税で受け取っています。この制度は、消費税率が引き上げられれば当然増加する性質のものであり、我々国民の負担増と比べるとあまりに不平等な制度です。
- ・そもそも、行き過ぎた規制緩和によって生じた雇用の縮小、給与水準の低下の情勢下で、一般的な生活水準の国民から主に徴収する消費税を増税の柱とする自体、無謀な政策です。お金は余裕のあるところから徴収して、国家としての中立性、公平性を示すことで初めて、我々国民が納得できるのです。

第24回参議院議員通常選挙

◎投票日 **7月10日(日曜日)** 午前**7時00分**～
(終了時間は各市町村選挙管理委員会へお問い合わせください。)

◎期日前投票 **6月23日(木曜日)～7月9日(土曜日)**

午前8時30分～午後8時まで
(一部地域を除きます。)

鹿児島県選挙管理委員会